

金融商品取引法等による第三者の財産等の没収手続に関する規則

平成 26 年 9 月 24 日最高裁判所規則第 6 号
改正 令和 3 年 4 月 26 日最高裁判所規則第 2 号
令和 6 年 7 月 1 日最高裁判所規則第 1 3 号

金融商品取引法等による第三者の財産等の没収手続に関する規則を次のように定める。
金融商品取引法等による第三者の財産等の没収手続に関する規則

別表の上欄に掲げる法律の同表の下欄に掲げる規定の没収に関する手続については、同表の上欄に掲げる法律に定めるところによるほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する規則（昭和三十八年最高裁判所規則第八号）の規定を準用する。

附則

この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二六年十一月二九日）

附則（令和三年四月二六日最高裁判所規則第二号）

この規則は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号）の施行の日から施行する。ただし、別表農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の項、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）の項及び不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（令和六年七月一日最高裁判所規則第一三号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（令三最裁規二・令六最裁規一三・一部改正）

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	第二百九条の四第一項及び第二項
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）	第二十五条第一項及び第二項
農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）	第百四条第一項及び第二項
消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）	第百一条の二第一項及び第二項
水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）	第百三十五条第一項及び第二項
中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）	第百十九条第一項及び第二項
協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）	第十五条第一項及び第二項
投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）	第二百五十三条第一項及び第二項
信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）	第九十五条第一項及び第二項
長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）	第三十条第一項及び第二項
労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）	第百四条第一項及び第二項
銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）	第六十八条第一項及び第二項
不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）	第八十八条第一項及び第二項
保険業法（平成七年法律第百五号）	第三百四十条第一項及び第二項
金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）	第百六十二条第一項及び第二項
農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）	第百三条第一項及び第二項
信託業法（平成十六年法律第百五十四号）	第百二条第一項及び第二項
株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）	第七十八条第一項及び第二項